

西予市公共工事中間前金払事務取扱要領

平成23年 7 月19日

西予市告示第119号

(目的)

第1条 この告示は、本市が発注する公共工事の中間前金払に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する公共工事(以下「工事」という。)であって、当該工事の請負代金額が1,000万円以上のものとし、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 既に前金払をしていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の額)

第3条 中間前金払の額は、請負代金額の10分の2以内の額とし、前金払及び中間前金払の額の合計額は、請負代金額の10分の6以内とする。この場合において、西予市低入札価格調査実施要綱(平成21年西予市告示第104号)第12条第2号に規定する前金払を行ったときの前金払及び中間前金払の額の合計額は、請負代金額の10分の4以内とする。

2 前項の規定により算出した額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(継続費又は債務負担行為に係る特例)

第4条 第2条に規定する対象工事について、継続費又は債務負担行為(以下「継続費等」という。)に係る契約を締結した工事にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が1,000万円以上の工事とする。この場合において、第2条第2号及び第3号中「工期の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間の2分の1」と、同条第4号中「既に行われた当該工事」とあるのは、「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金額の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額の2分の1」と、第3条第1項中「請負代金額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて準用するものとする。

(中間前金払と部分払)

第5条 中間前金払を受けた工事は、部分払を行うことはできないものとする。
ただし、継続費等に係る契約を締結した工事の場合は、各会計年度の出来高予定額に係る当該年度末の出来高に対する部分払を行うことができる。

(中間前金払の認定の方法)

第6条 中間前金払の認定については、認定を受けようとする受注者から、中間前金払認定申請書(様式第1号の1)と併せ、認定資料として工事履行状況報告書(様式第1号の2)を提出させるものとする。

2 受注者から中間前金払認定申請書の提出があったときは、工事履行報告書等により、第2条に規定する要件の確認を行い、要件を満たしていると認められるときは、中間前金払認定書(様式第2号)を受注者へ交付するものとする。

3 中間前金払の認定は、受注者が提出する資料に内容の不備があったとき又は特別な事情があるときを除き、速やかに認定結果の通知を行うものとする。

(請求等)

第7条 中間前金払の認定を受けた受注者が中間前金払を請求しようとするときは、法第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を市長に寄託するとともに、中間前金払請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を添付したものとみなす。

3 市長は、第1項の請求を受けた日から20日以内に中間前払金を支払わなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、平成23年8月1日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則([平成26年告示第54号](#))

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則([平成27年告示第53号](#))

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則([平成29年告示第75号](#))

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則([令和2年西予市告示第48号](#))

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則([令和4年西予市告示第66号](#))

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則([令和5年西予市告示第50号](#))

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則([令和6年西予市告示第181号](#))

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第7条の規定は、この告示の施行の日以後に締結される契約から適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。